

参 考 资 料



～ 目 次 ～

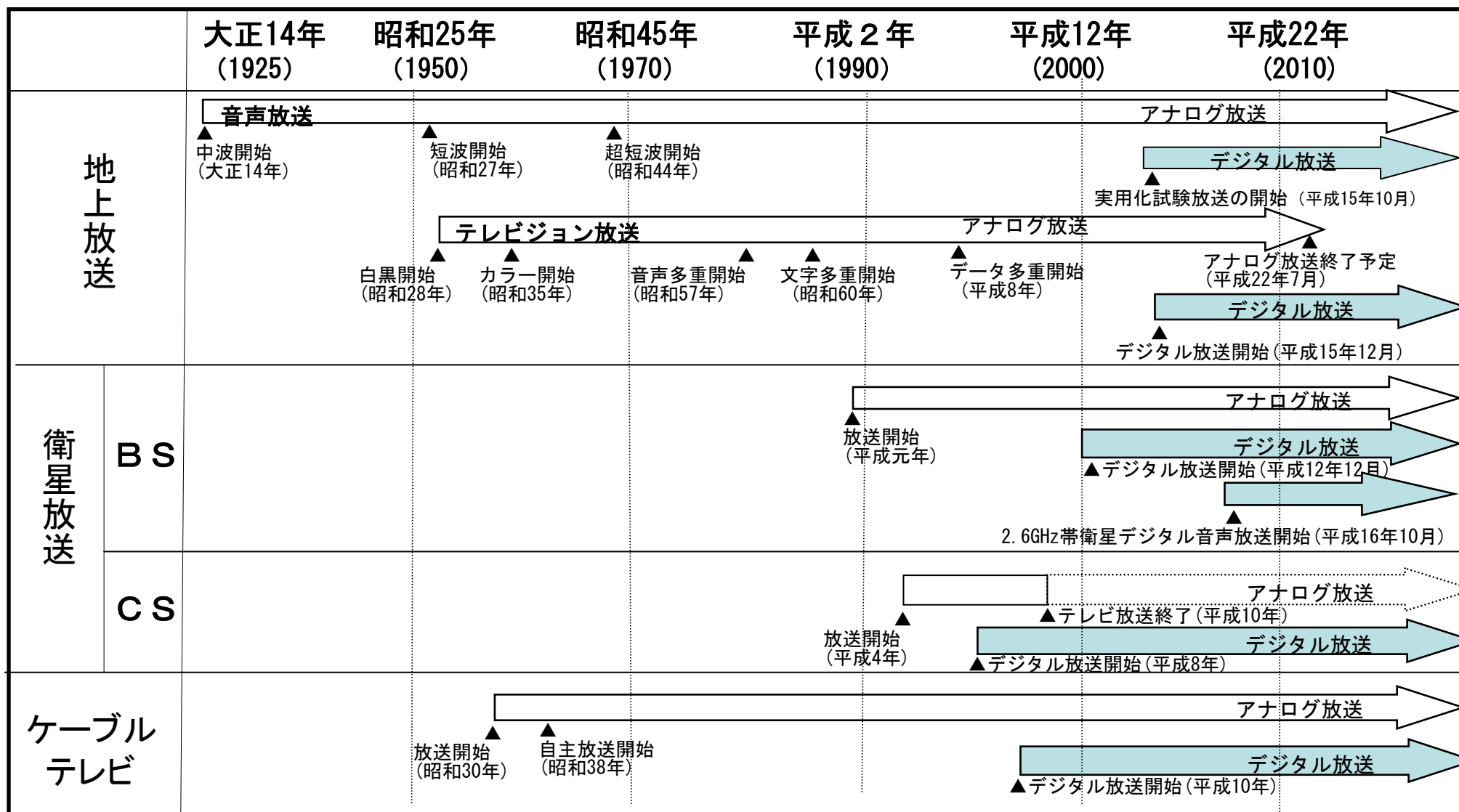
1 概要.....	2
2 主な規律の概要.....	12
3 デジタル化.....	17
4 事業者の状況.....	23



1 概要

- 1-1 我が国の放送メディアの進展
- 1-2 放送メディアの市場規模
- 1-3 放送メディアの営業収益の推移
- 1-4 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況
- 1-5 広告市場の推移・将来試算
- 1-6 広告放送と有料放送に関する日米市場比較
- 1-7 各メディアの特性
- 1-8 難視聴解消の実態
- 1-9 主要国の放送市場の概要

1-1 我が国の放送メディアの進展

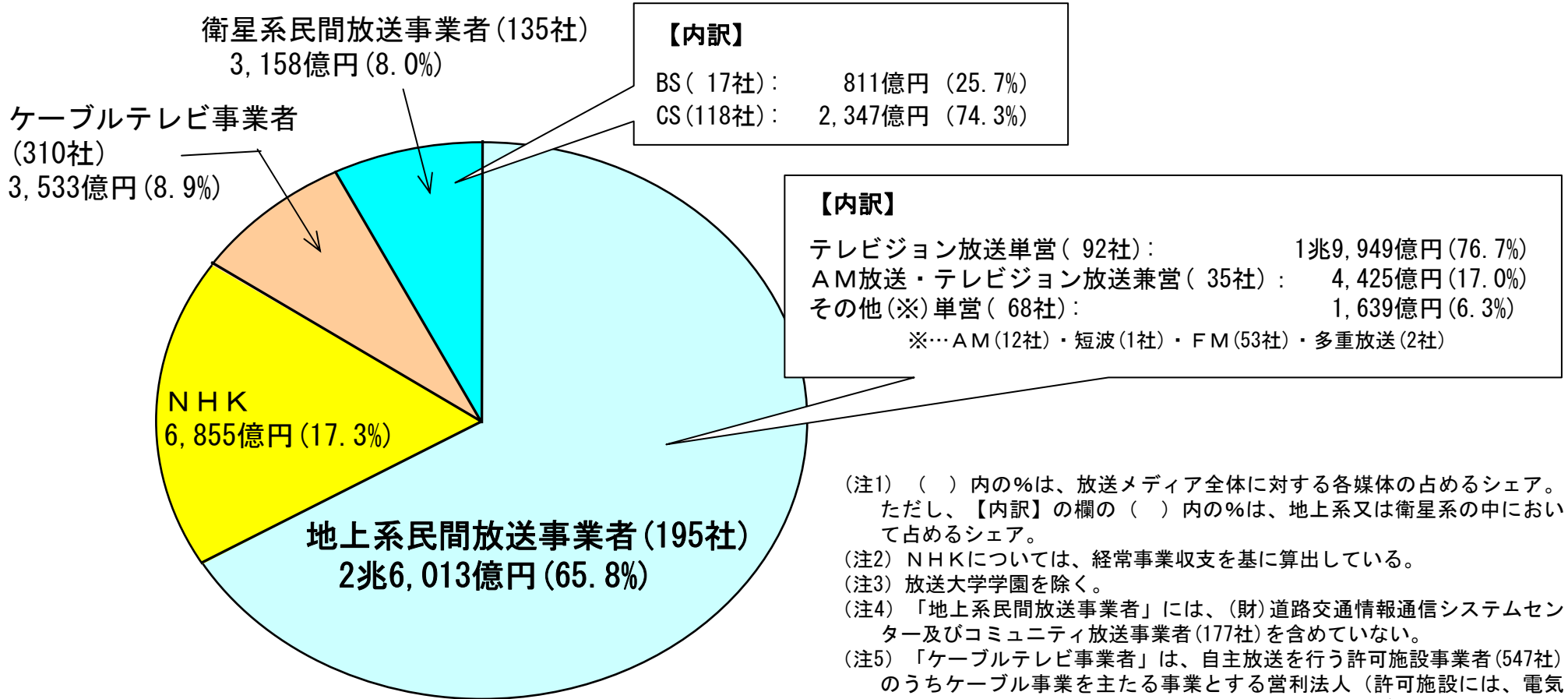


1-2 放送メディアの市場規模



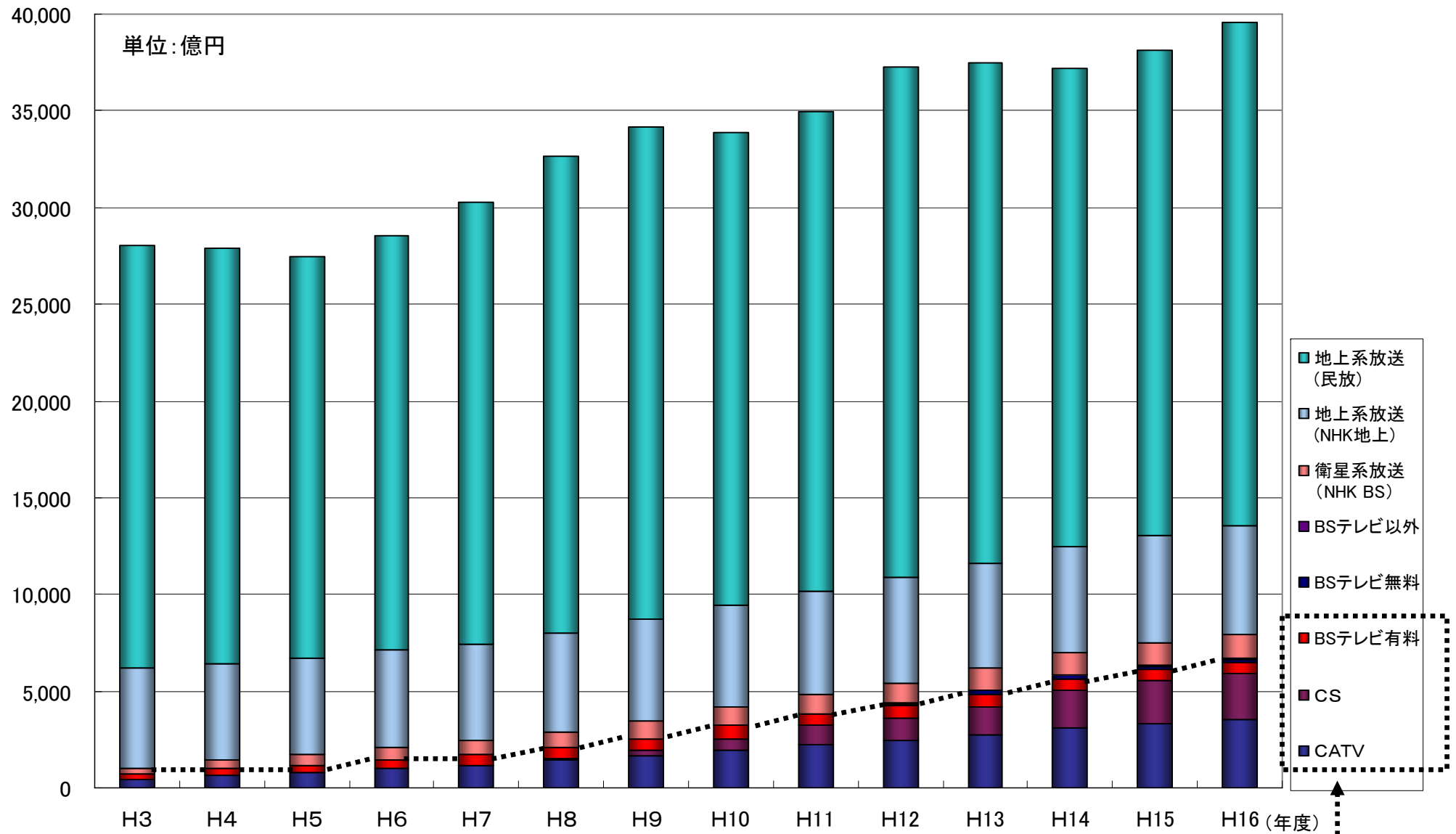
- 放送メディア全体の市場規模は、平成16年度において、3兆9,559億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が65.8%、NHKが17.3%、ケーブルテレビ事業者が8.9%、衛星放送事業者(NHKを除く。)が8.0%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成16年度 3兆9,559億円



(注1) () 内の%は、放送メディア全体に対する各媒体の占めるシェア。ただし、【内訳】の欄の () 内の%は、地上系又は衛星系の中において占めるシェア。
 (注2) NHKについては、経常事業収支を基に算出している。
 (注3) 放送大学学園を除く。
 (注4) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者(177社)を含めていない。
 (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブル事業を主たる事業とする営利法人(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

1-3 放送メディアの営業収益の推移



	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
有料放送のシェア(%)	2.6	3.5	4.3	5.1	5.7	6.4	7.5	9.5	11.0	11.4	12.8	15.2	16.1	16.4

有料放送

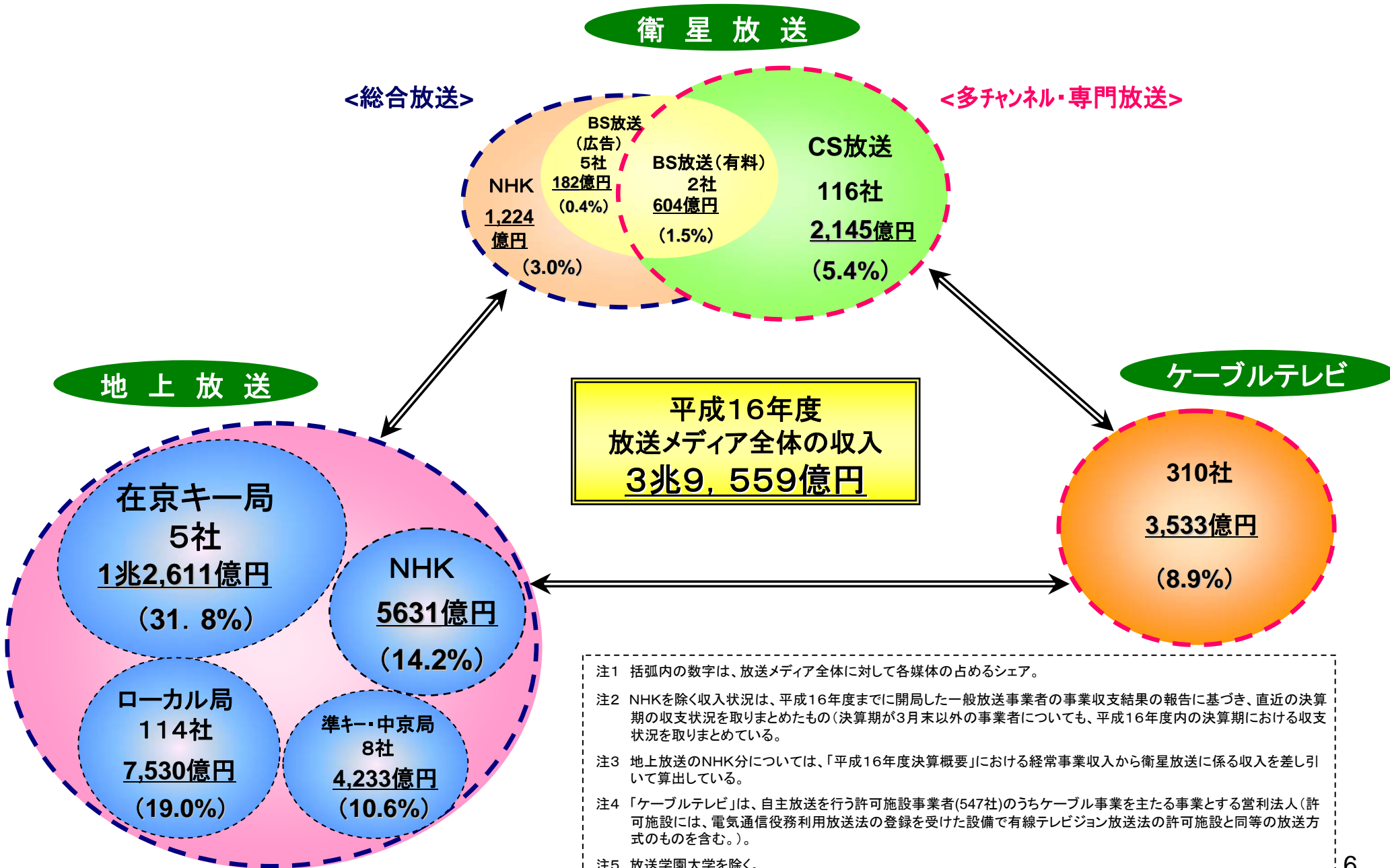
1-4 テレビジョン放送を取り巻く市場の概況



衛星放送

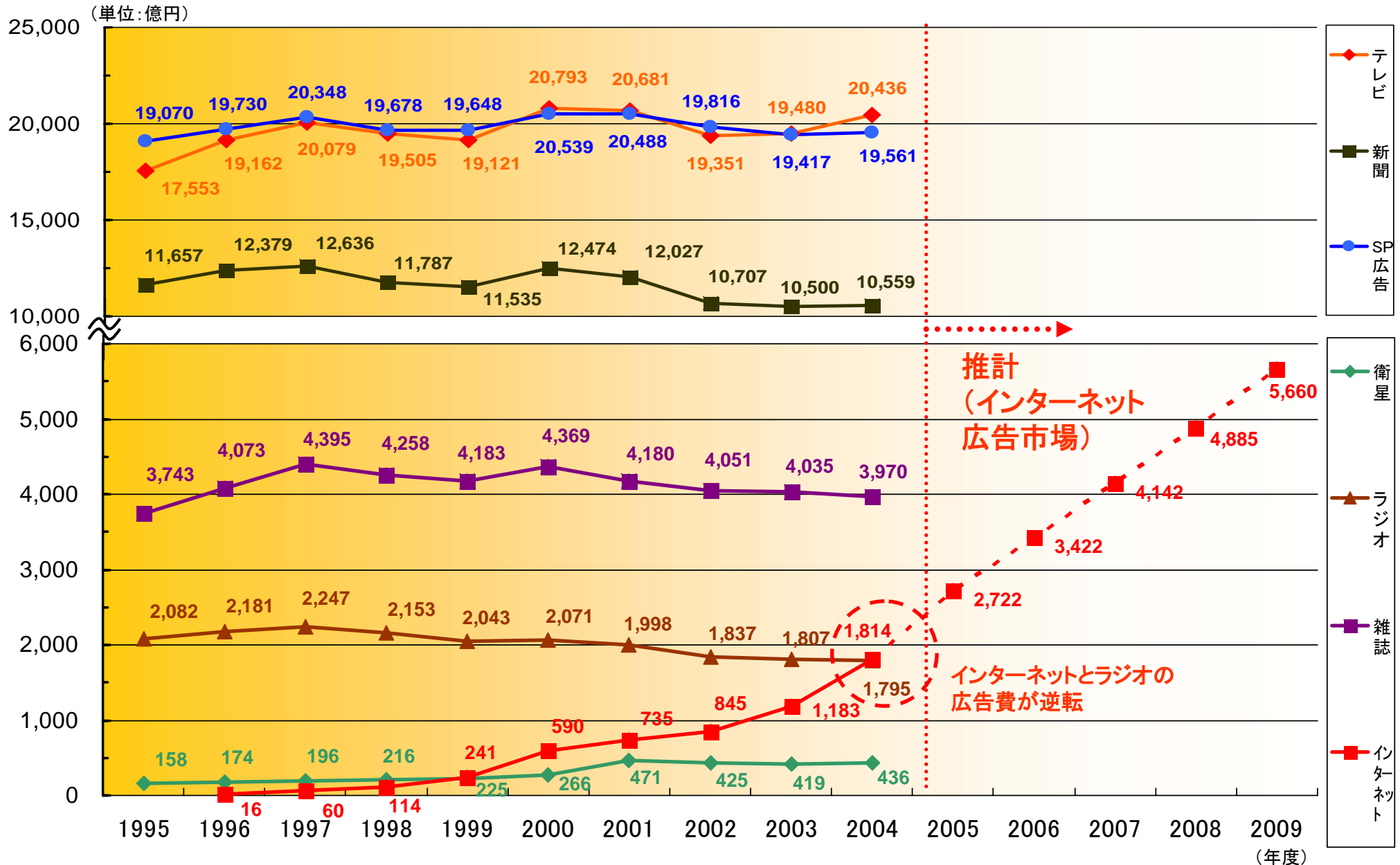
<総合放送>

<多チャンネル・専門放送>



注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に対して各媒体の占めるシェア。
 注2 NHKを除く収入状況は、平成16年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末以外の事業者についても、平成16年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。
 注3 地上放送のNHK分については、「平成16年度決算概要」における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
 注4 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブル事業を主たる事業とする営利法人(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)
 注5 放送学園大学を除く。

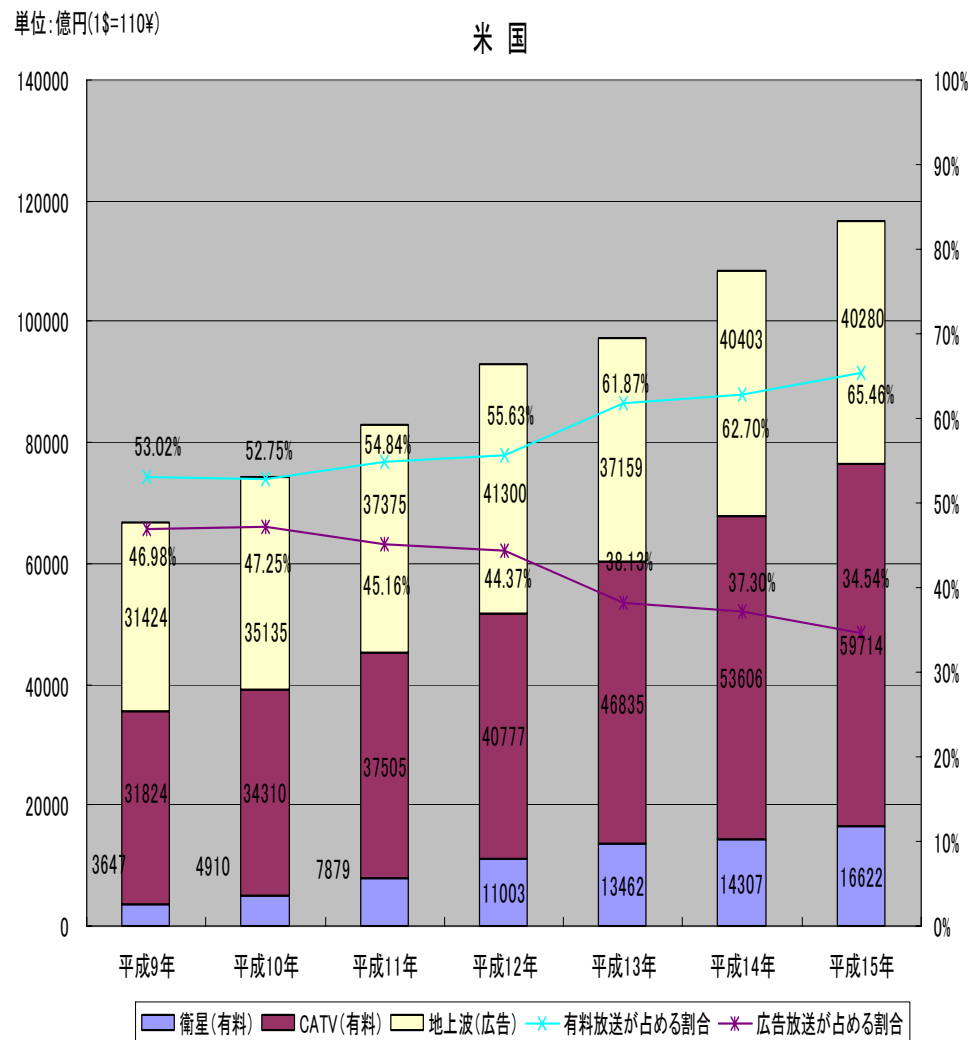
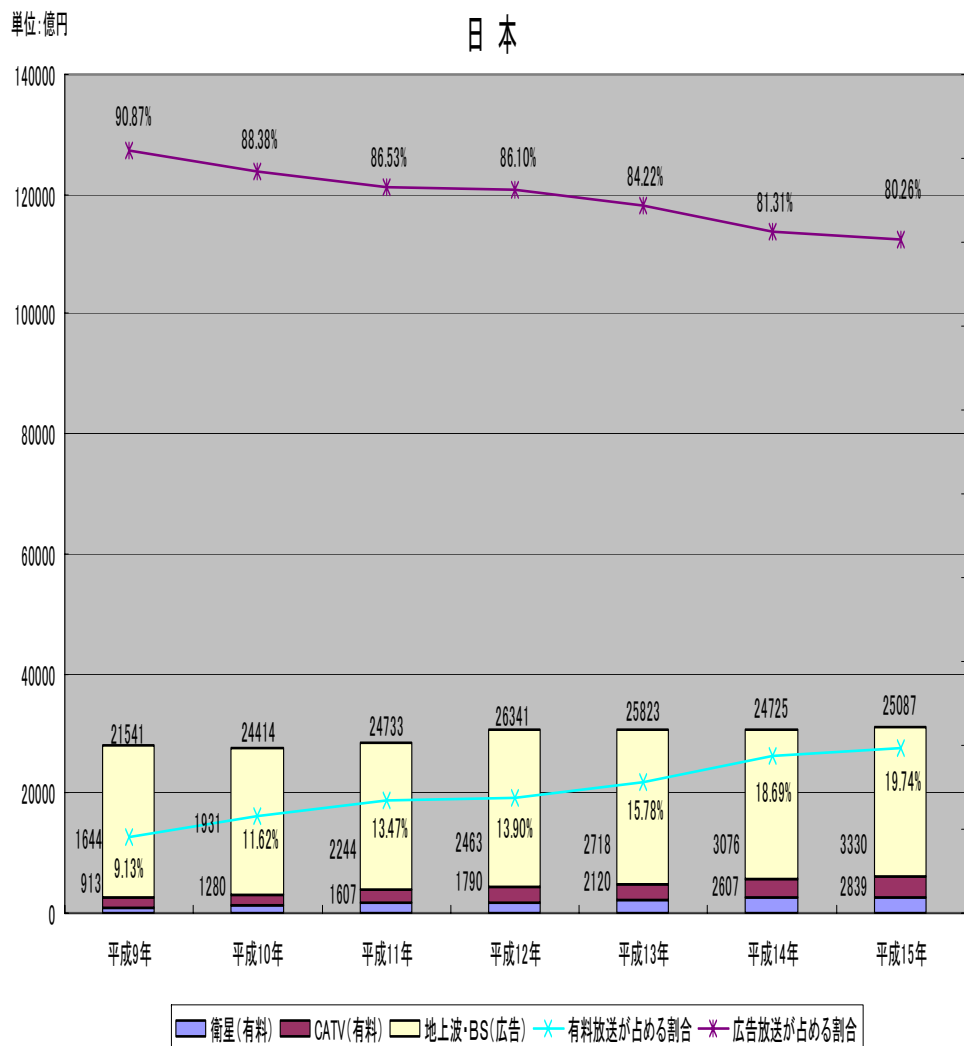
1-5 広告市場の推移・将来試算



(注1) 衛星は衛星放送、CATV、文字放送等に投下された広告費
 (注2) SP(セールスプロモーション)広告…販売促進を目的とする短期的な広告

(出典:『情報メディア白書 2005』、電通総研及び電通ウェブサイト、電通総研発表資料より作成) 7

1-6 広告放送と有料放送に関する日米市場比較



(注1) 日本については、総務省資料により作成。米国については、センサス局資料、PBS(公共放送)のAnnual Report、DirecTV Group社及びDishNetwork社のAnnual Report等におけるデータを基に作成。なお、米国の地上波は、センサス局資料におけるTV broadbandcasting (NAICS 51312)の事業収入からPBSのAnnual Reportにおける事業収入を差し引いて算出したもの。

(注2) 米国の衛星(有料)は、DirecTV Group社とDishNetwork社(Echostar社の親会社)のホームページにおけるデータを基に各社の総収入を合算したもの。

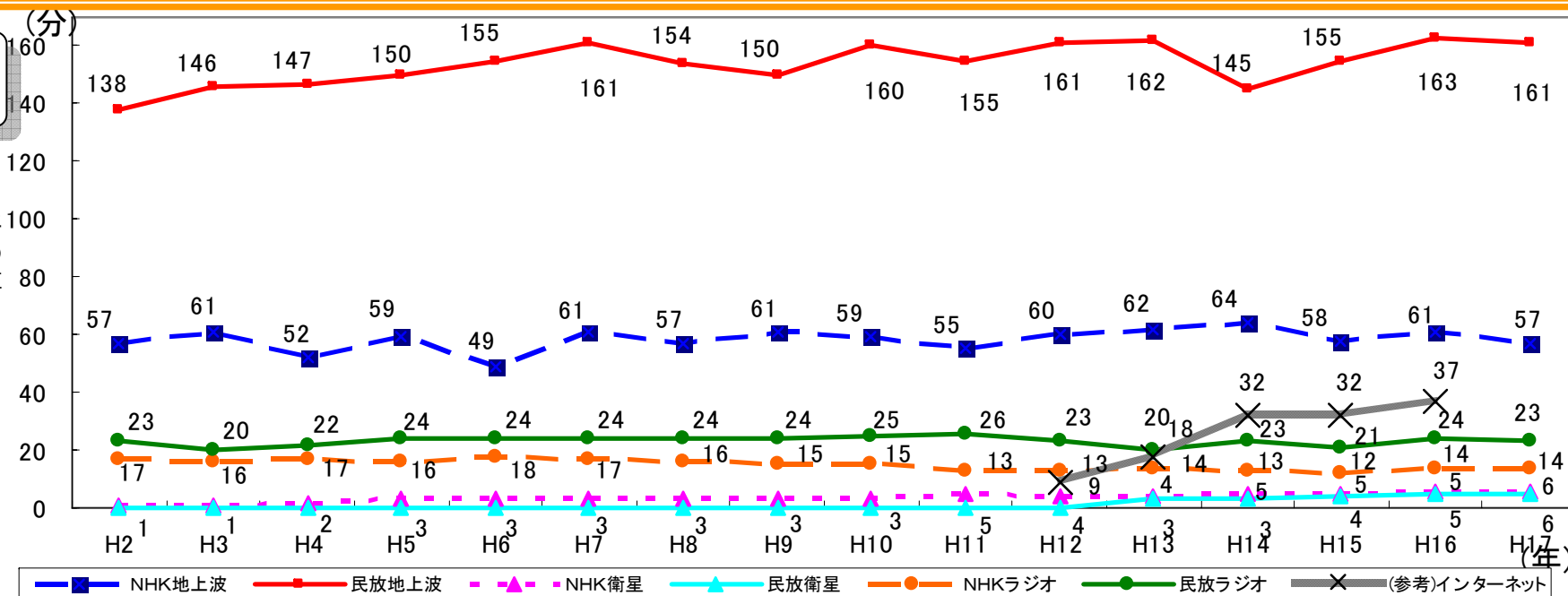
1-7 各メディアの特性



**各放送メディアの
視聴時間の推移**

(注) 数値は、全国民平均のもの。1日あたりの視聴時間を週平均から算出。

(出典: テレビについては、NHK「全国個人視聴率調査」6月期。インターネットについては、総務省情報通信白書。)



		チャンネル数	視聴時間等 (一日当たり、全国民平均)	視聴世帯数等	年間家計支出
テレビ	地上放送	NHK2ch+民放4ch程度 (東京: NHK2+民放6+放送大学1)	3時間59分	約5,000万世帯	放送視聴料 (公共放送 受信料 及び 有料放送料金) 22879円
	衛星放送	BS放送 アナログ	11分	約1,428万世帯 〔BSデジタル放送 約1167万世帯〕	
		CS放送(デジタル)		271ch	
	CATV(自主放送を行う許可施設)	-	-	約1,838万世帯(H17.9)	
ラジオ(地上放送) (注: コミュニティ放送、外国語放送、短波放送を除く)		NHK3ch+民放2ch程度 (東京: NHK3+民放5+放送大学1)	34分	-	-
(参考)インターネット		-	37分	約7,948万人 (参考: 契約件数(H17.6) DSL 1408万件 ケーブル 306万件 光 341万件 モバイル・インターネット 約7,775万人)	インターネット 接続料 13609円
パソコンからの利用者		-	-	約6,416万人	-

注1: 視聴時間等は、放送については、全国個人視聴率調査(平成17年9月時の調査)に基づく週平均の視聴時間。(NHK放送文化研究所調べ)

注2: チャンネル数等、視聴世帯数等のうち、時期を明示していないものは、平成17年11月末現在のデータ。

注3: 地上放送の視聴世帯数は、平成17年3月末の住民基本台帳等に基づく推計。

注4: BS放送の視聴世帯数は、NHKの受信契約数(アナログ・デジタル合算)にケーブル経由を加えた値。括弧内のBSデジタル放送の視聴世帯数はNHK推定値にケーブル経由を加えた値。

注5: CS放送のチャンネル数、視聴世帯数はSKY PerfecTV!、SKY PerfecTV!110及びWOWOWデジタルプラスに係る数値の合計。

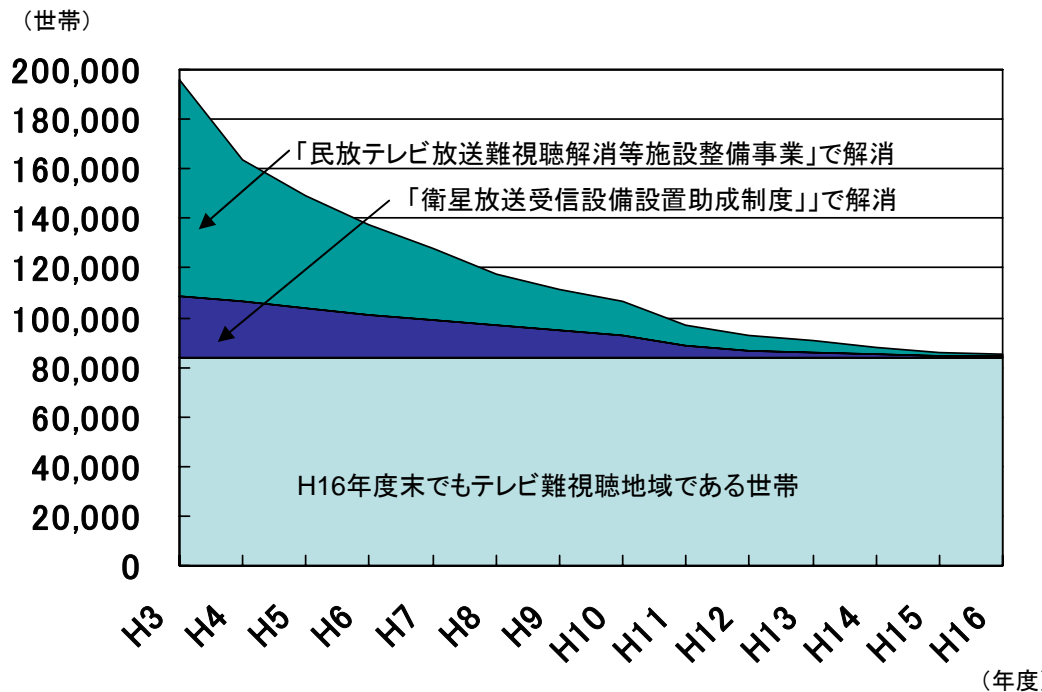
注6: CATVは電気通信役務利用放送の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。

注7: 年間世帯支出、インターネット利用者および利用時間は総務省平成17年「情報通信に関する現状報告」の数値(平成17.3現在)により。契約件数は電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を記載

1-8 難視聴解消の実態



我が国の世帯数 5,038万2千世帯 (平成16年度末:住民基本台帳)
 テレビ難視聴地域(推計) 8万4千世帯 (平成16年度末) → 全世帯数の約0.17%
 ○民放テレビ放送難視聴解消等施設整備事業 140,963世帯解消
 ○衛星放送受信設備設置助成制度 27,602世帯解消



【民放テレビ放送難視聴解消等施設整備事業】

年度	解消世帯数
3	54,718
4	29,756
5	12,060
6	8,541
7	7,908
8	7,564
9	4,139
10	2,970
11	5,295
12	2,315
13	1,514
14	1,714
15	1,857
16	612
計	140,963

民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域(難視聴地域)において、その解消を図るための中継施設や共同受信施設を整備する市町村等に対して、所要経費の一部を補助するもの

【衛星放送受信設備設置助成制度】

年度	世帯数
2	335
3	2,853
4	2,300
5	2,436
6	2,808
7	2,388
8	2,102
9	2,153
10	2,139
11	3,883
12	1,871
13	890
14	676
15	348
16	420
計	27,602

地形等の影響によりNHKテレビジョン放送(地上放送)が良好に受信できない地域において、NHK衛星放送を受信するためBSアンテナ・BS受信機などの設備を設置した場合に、その経費の一部を申請に基づき助成するもの

1-9 主要国の放送市場の概要 (各国放送メディアの状況・視聴シェア・市場規模)



		米国	英国	仏国	独国	韓国	日本
地上放送	公共放送	・地域382局(PBS加盟局及び独立系)	・BBC、チャンネル4(全国) ・S4C(地域)	・F2、F3、F5、アルテ(全国)	・ARD、ZDF(全国) ・ARD(地域)	・KBS、EBS、MBC(全国)	・NHK(全国)
	民間放送	・地域1,365局(ABC、CBS、NBC、fox等の7NW及び独立系)	・チャンネル3(全国、地域)、 ・チャンネル5(全国)	・TF1、M6、カナルプリュス(全国) ・ローカル局も散在	(商業放送大手が補完的に実施)	・地域11局(1のNW及び独立系)	・地域127局(5のNW及び独立系)
	視聴シェア	19%	49%	65%	5%		74%
衛星放送		・ディレクTV、エコスター	・BskyB	・カナルサテリット、TPS、ABSat	・大手商業放送はRTL、SAT1、Prosieben	・KDB	・NHK ・BS7社 ・CS116社
	視聴シェア	16%	19%	12%	38%		0%
ケーブル		・8,409局(コムキャスト、タイムワナーケーブル等の大手5局で7割以上のシェア)	・3局(ntl、telewestの大手2局で寡占。2社は合併予定。)	・15局(NooS、FTケーブル等大手4局で寡占。2社に統合予定)	・4,100局	・119局	・310局
	視聴シェア	53%	13%	11%	53%		26%
市場規模(億円)		11兆6,967億円 GDP: 1,144兆円	1兆8,660億円 GDP: 167兆2,000億円	1兆2,846億円 GDP: 169兆4,000億円	1兆7,156億円 GDP: 240兆2,400億円	7,773億円 GDP: 102兆4,100億円	3兆6,281億円 GDP: 390兆5,000億円

(注) ・市場規模以外の部分は「データブック世界の放送2005」(NHK出版)等を参考にテレビについて(地上波はアナログ)作成。
 ・ケーブルの局数について: 米国はNCTAのHPより、英仏独は「European Audiovisual Observatory Yearbook 2003」より。
 ・視聴シェアについて: 英仏独はそのメディアのみを有する世帯の割合であり、FCC「Annual Assessment of the Status of Competition in the Market for the Delivery of Video Programming 2005」による。米国の地上シェアは野村総研資料より、衛星とケーブルのシェアは英仏独の数値の平均値並びに米国の衛星及びケーブルのから世帯普及率を用いて算出。日本は地上放送を受信する形態の割合であり、NHKの調査結果を基に算出。
 ○市場規模の算出方法はテレビについて次のとおり。(1ドル=110円、1ポンド=200円、1ユーロ=135円、1ウォン=0.1円で換算。)
 ・米国: 数字は2003年。ラジオは除く。地上及びケーブルはUS Census Bureau「Statistical Abstract of the United States 2006」より。衛星はDirecTVとEchostar2社の総収入の合計(HP発表資料より)。
 ・英国: 数字は2003年。公共ラジオ放送含む。衛星はBskyBの売上高(HP資料)、ケーブルはntlとTelewestのTV部門売上高の合計(HP資料)。地上は総額(Ofcom資料)から衛星とケーブルの額を差し引いて算出。
 ・仏国: European Audiovisual Observatory Yearbook 2003より(数字は2001年)。ラジオは除く。衛星はTPS、SNC、ABSatの収入合計。地上は合計額より衛星とケーブルの額を差し引いて算出。
 ・独国: European Audiovisual Observatory Yearbook 2003より(数字は2001年)。地上は公共放送の収入額(公共ラジオ放送含む)。衛星は全体からケーブル及び地上の額を差し引いて算出。
 ・韓国: 在韓国大使館からの情報より(数字は2004年)。衛星、ケーブルにはそれぞれ放送チャンネル使用事業者収入を等分して合算。
 ・日本: 総務省資料より(数字は平成16年度)。地上・衛星にはそれぞれNHK受信料を含む。ラジオは除く。
 ・各国GDP(2003)は「the 2003 CIA world factbook」による。



2 主な規律の概要

2-1 民放とNHKとの二元体制

2-2 放送対象地域について

2-3 放送関係法令における「放送概念」

2-4 映像コンテンツのブロードバンド配信の際の収入分配について

2-1 民放とNHKとの二元体制



	民 放	N H K
目 的	次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること【第1条】 ① 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること ② 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること ③ 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること	【追加】【第7条】 ① あまねく日本全国において受信可能とすること ② 豊かで、かつ、良い放送番組を提供すること ③ 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発 ④ 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと
普及義務	放送対象地域において、放送があまねく受信できるようにする努力義務【第2条の2第6項】	【追加】【第9条第5項】 中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送があまねく全国において受信できるように措置する義務
番組準則	国内放送の放送番組の編集に当たっての義務【第3条の2第1項】 ① 公安及び善良な風俗を害しないこと ② 政治的に公平であること ③ 報道は事実をまげないですること ④ 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること	【追加】【第44条第1項】 ① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務 ② 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにする義務 ③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務
番組調和原則	テレビジョン放送による国内放送番組の編集に当たり、放送番組の相互の間の調和を保つ義務【第3条の2第2項】	同左
番組基準	放送番組の編集の基準を定め、放送番組を編集する義務【第3条の3第1項】	同左
放送番組審議機関	放送番組審議機関の設置【第3条の4】	【追加】【第44条の2第1項】 中央放送番組審議会、地方放送番組審議会、国際放送番組審議会の設置
放送番組の保存	放送番組の内容を放送後に審議機関又は関係者が確認することができるように放送番組を保存する義務【第5条】	同左
災害放送	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をする義務【第6条の2】	同左

2-2 放送対象地域について



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定（放送法第2条の2第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）等に基づき設定

(2) 具体例（地上テレビジョン放送）

① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

② 放送大学学園

関東広域圏

③ 一般放送事業者

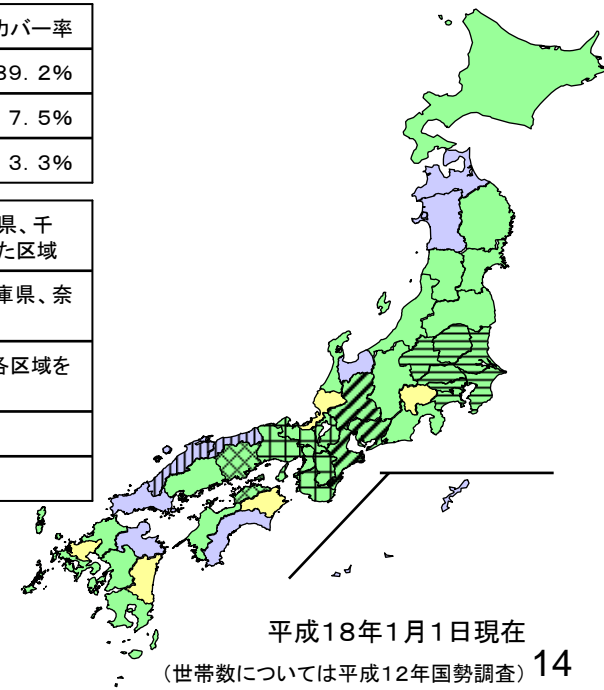
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏

複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他：上記以外の各都道府県

	都道府県数	世帯カバー率
4事業者以上	33都道府県	89.2%
3事業者	9県	7.5%
2事業者以下	5県	3.3%

	関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域
	中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



平成18年1月1日現在
 （世帯数については平成12年国勢調査）

2-3 放送関係法令における「放送概念」



放送法 (昭和二十五年五月 二日法律第百三十 二号)	有線テレビジョン放送法 (昭和四十七年七月一日 法律第百十四号)	電気通信役務利用放送 法 (平成十三年六月二十 九日法律第八十五号)	著作権法 (昭和四十五年五月六日法律第四十八号)
(定義) 第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。 一 「放送」とは、 <u>公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信</u> をいう。	(定義) 第二条 この法律において「有線テレビジョン放送」とは、 <u>有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信)</u> をいう。以下同じ。)であつて、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条に規定する有線ラジオ放送以外のものをいう。	(定義) 第二条 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、 <u>公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信の送信</u> であつて、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。	(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 七の二 公衆送信 <u>公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信</u> (有線電気通信設備で、その一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう。 八 放送 <u>公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信</u> をいう。 九の二 有線放送 <u>公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信</u> をいう。 九の四 自動公衆送信 <u>公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの</u> (放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。

2-4 映像コンテンツのブロードバンド配信の際の収入分配について



- (1) 映像コンテンツのブロードバンド配信については、日本経団連の「ブロードバンドコンテンツ流通研究会」が平成15年6月に報告した中間取りまとめを受け、同年7月以降、音楽、映画、放送等の関係企業(利用者団体協議会)と著作権団体との間で協議。
- (2) その結果、平成17年3月に、放送局制作のテレビドラマ番組をストリーム配信する場合をモデルとした料額の目安について、下表の内容で暫定合意に至った。

(適用期間:平成18年3月31日まで)

分野	協議先団体	合意内容(当該分野の料額の合計)
文 芸	日本文藝家協会 日本脚本家連盟 日本シナリオ作家協会	情報料収入の2.8%
音 楽	日本音楽著作権協会 (JASRAC)	情報料及び広告料収入の1.35%(※1)
レコード	日本レコード協会 芸団協・CPRA(※2)	情報料収入の1.8%
実 演	芸団協・CPRA(※2) 等	情報料収入の3.0%

(※1) 使用料規程および細則を適用した料額

(※2) 日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター



3 デジタル化

- 3-1 地上放送のデジタル化の状況
- 3-2 サーバ型放送の概要
- 3-3 ワンセグの概要
- 3-4 デジタルラジオの概要
- 3-5 諸外国における地上放送のデジタル化の状況

3-1 地上放送のデジタル化の状況



① 視聴可能世帯数

2003年12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始
 昨年12月、青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・栃木・群馬の県域局が放送開始

2005年12月、全放送事業者の2011年までに整備される中継局のロードマップを公表

○直接受信: 24都府県※ 約2,840万世帯(全世帯の約60%)

(昨年12月現在)

※青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、富山、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

○ケーブルテレビ経由: 約1,150万世帯

(昨年9月末現在:(社)日本ケーブルテレビ連盟調べ)

② 地上デジタル放送受信機台数

約51万台(開始前) → 約840万台(昨年12月末) (JEITA調べ 日本ケーブルラボ調べ)

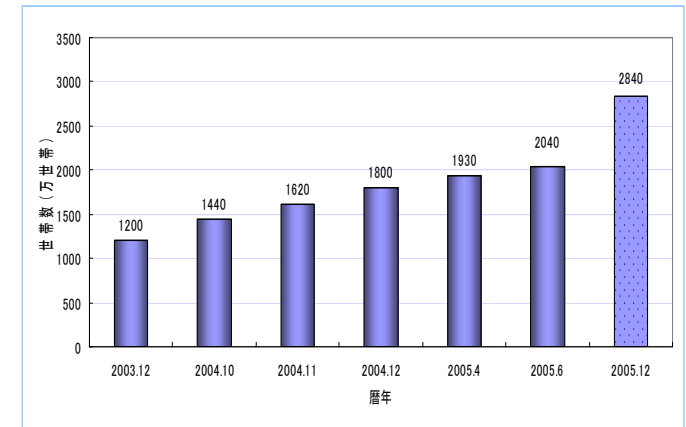
③ 地上デジタル放送設備投資

地上テレビのデジタル化投資額

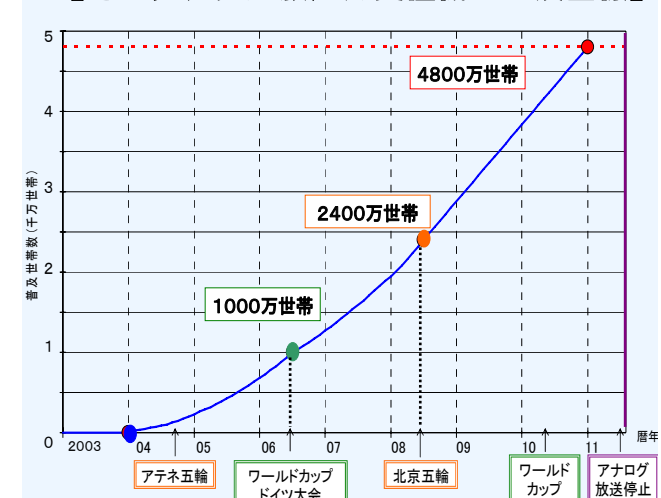
NHK 3,850億円 (平成18年1月:NHK18年度収支予算と事業計画より)

民放 8,082億円 (平成15年8月:日本民間放送連盟試算)

【直接受信可能世帯数の推移】



【地上デジタル放送用受信機の普及目標】



3-2 サーバ型放送の概要



(特徴)

- ◆自由な「検索・抽出」「編集」等、デジタルならではのメリットを、視聴者が一層容易に享受することを可能とするサービス。
- ◆サーバ型放送端末から取り出したコンテンツを、ホームネットワークや自家用車内のAV機器、携帯電話、携帯情報端末(PDA)等、様々な端末で持ち歩くことが可能。

(具体的なサービス)

ダイジェスト視聴

- ▶1時間以上のニュース番組でも、視聴者の選択に応じ、5分、10分等に圧縮した要約版を視聴可能。
- ▶例えば、最近一ヶ月の番組は蓄積されたコンテンツからち、それ以前の番組はインターネットでダウンロード。(視聴者は、その相違を意識する必要無し。)

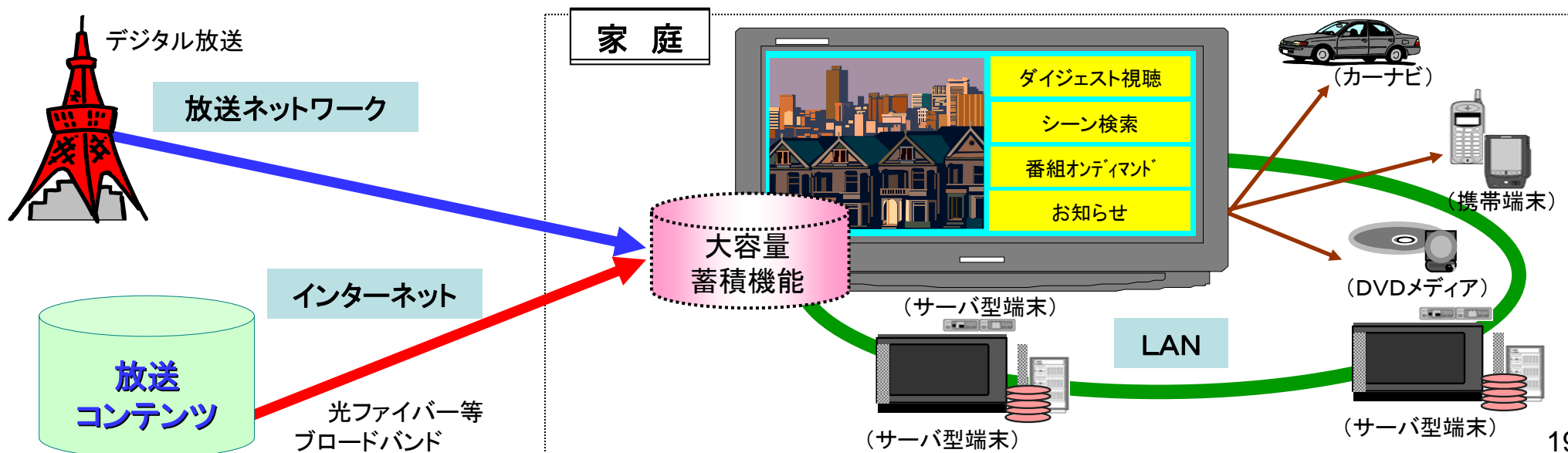
シーン検索・ダウンロード

- ▶キーワード、放送時期等で映像を検索。該当する映像は、DVDや小型の記録メディアに移動して、外部で視聴することも可能。

番組オンデマンド

- ▶蓄積されたコンテンツや、インターネットからダウンロードされるコンテンツなど、レンタルビデオのように、一定期間視聴可能。

※ NHKは、経営計画(2006年度~2008年度)で、2007年度にサービス開始を発表している

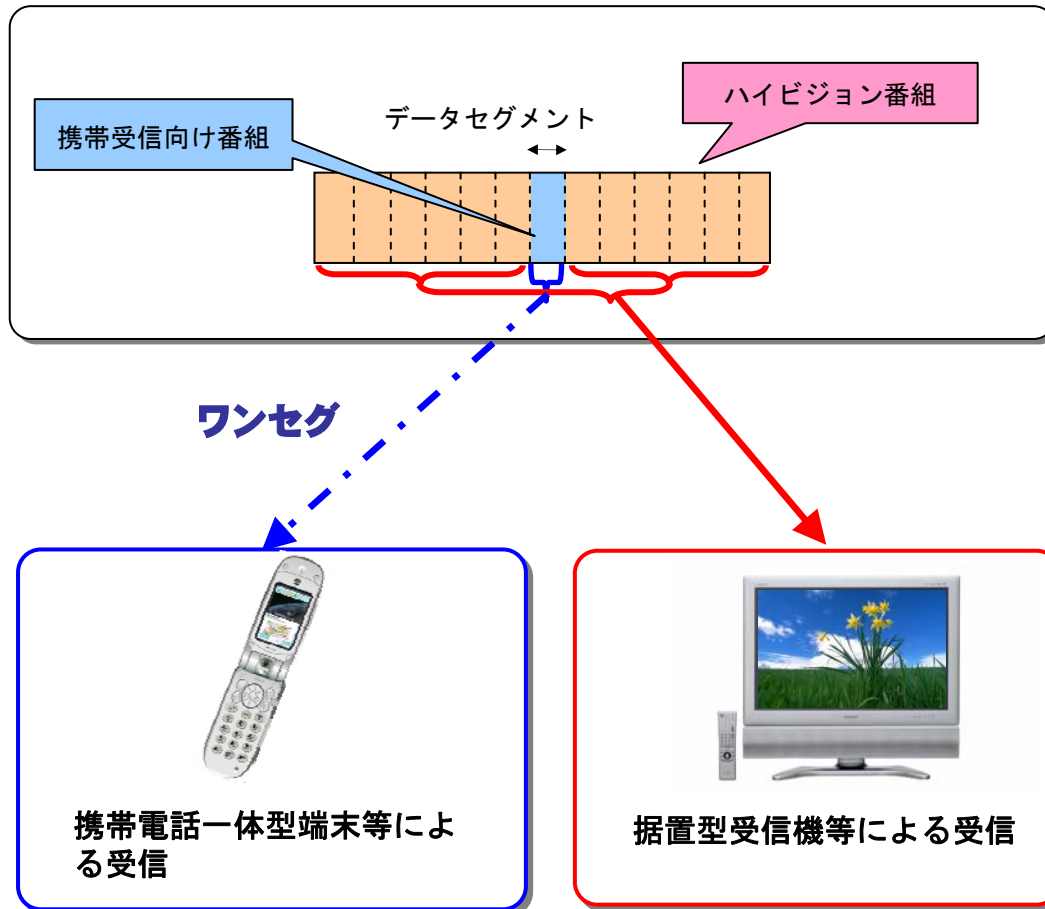


3-3 ワンセグの概要



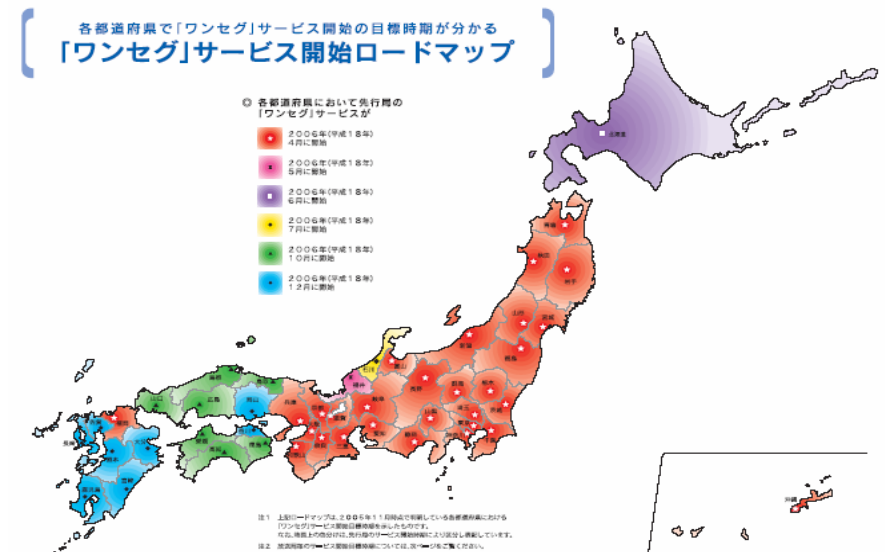
ワンセグ放送の特徴

地上デジタル放送では、1つのチャンネルを13個のセグメントに分割して、映像・音声・データを伝送



サービス開始の予定

2006年4月、三大広域圏等から、「ワンセグ」サービス開始。12月には全国に拡大



3-4 デジタルラジオの概要

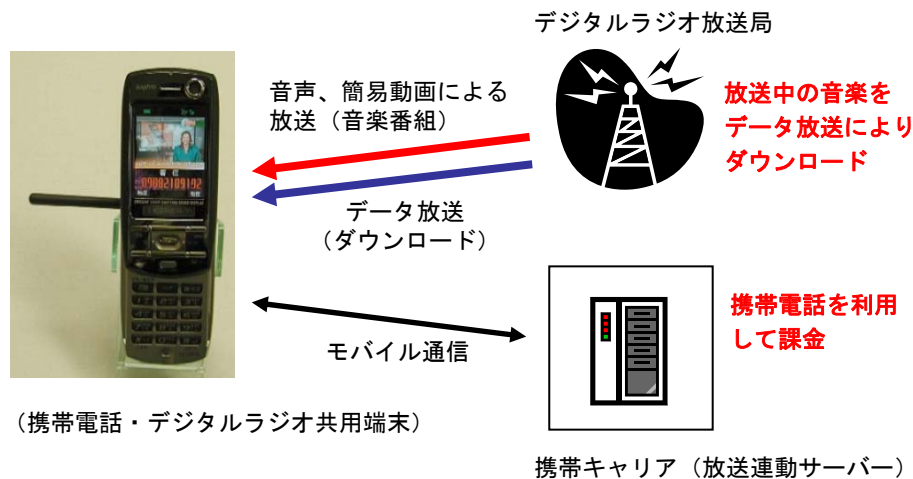


■ 2003年10月より実用化試験放送として東京、大阪で開始。現在、継続中。

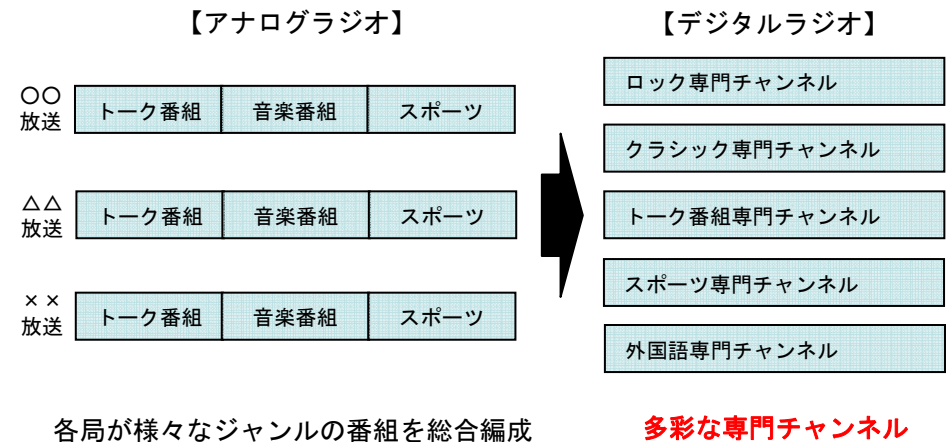
デジタルラジオの特徴

■ 以下のサービスが可能に。

○ データ放送の活用により、通信・放送連携サービスが可能に。



○ 音質の向上（CD並み）、多チャンネル（専門チャンネル化）



○ EPG（電子番組表）、ニュース、天気予報などの文字情報、ライブ映像などの簡易動画サービスなどが可能に。

■ ワンセグ（携帯端末向け地上デジタルテレビ放送）と同じ方式を使用。

■ 端末の開発・普及においては協調、サービス面においては競合。

懇談会報告書のポイント

- 早期に本放送を開始し、企業的経営のもと、市場ニーズに応じた展開をする。
- 2006年中に東京、大阪で本放送を開始する。
- 一事業者に複数チャンネルを割り当て、柔軟な運用を可能とする。
- 受信機の開発・普及に向け、メーカー、携帯キャリアと連携・協力を図る。

・ 2004年9月より「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」（座長：林敏彦放送大学教授）を開催。

・ 2005年7月に報告書とりまとめ。

3-5 諸外国における地上放送のデジタル化の状況



国名	開始時期	アナログ放送終了時期	実施状況等
米 国	1998年11月	2009年 2月	・世帯カバー率 : 約 99% (2005. 1) ・デジタル受信機台数 : 約1,610万台 (2004. 12)
英 国	1998年 9月	2008年～2012年に 段階的終了の見込み	・世帯カバー率 : 約 80% (2004. 10) ・受信世帯数 : 約506万世帯 (2005. 3)
E U		2012年始め	
スウェーデン	1999年 4月	2008年 2月	・人口カバー率 : 約 90% (2005. 2)
スペイン	2000年 5月	2010年	・人口カバー率 : 約 80% (2004. 12)
オーストラリア	2001年 1月	2008年	・デジタル受信機台数 : 約77.7万台 (2005. 3)
フィンランド	2001年 8月	2006年 末	・人口カバー率 : 約 94% (2004. 12)
シンガポール	2001年 2月	—	〔当初移動体向けサービスとして開始 また、固定受信向け試験サービスも実施中〕
韓 国	2001年10月	2010年	・2001年ソウル、2004年釜山・蔚山・大邱・光州・大田で開始 ・人口カバー率 : 約 80% (2004末)
ド イ ツ	2002年10月	2010年	・2002年10月に首都圏で放送開始。 ・2003年8月、ベルリン・ブランデブルク地区で移行完了 ・2004年5月以降、ケルン・ボンなど全国各地で順次放送開始。
カ ナ ダ	2003年 3月	—	・トロントとその周辺地域において開始後、全国展開中
オランダ	2003年 4月	—	・首都圏地域において開始後、全国展開中
ス イ ス	2003年 8月	—	・南部のティチーノ州で開始
イタリア	2003年12月	2006年 末	・人口カバー率 : 約 70% (2004. 12)
フランス	2005年 3月	2012年 1月	・人口カバー率 : 約 35% (2005. 3)
中 国	2001年より試験放送を開始 (北京、上海、深圳)		

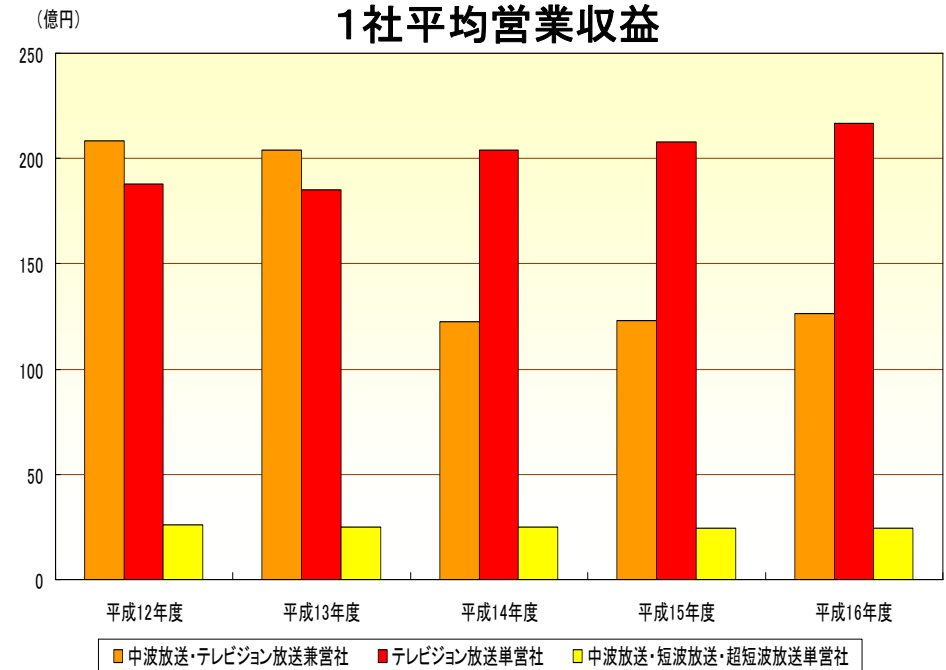
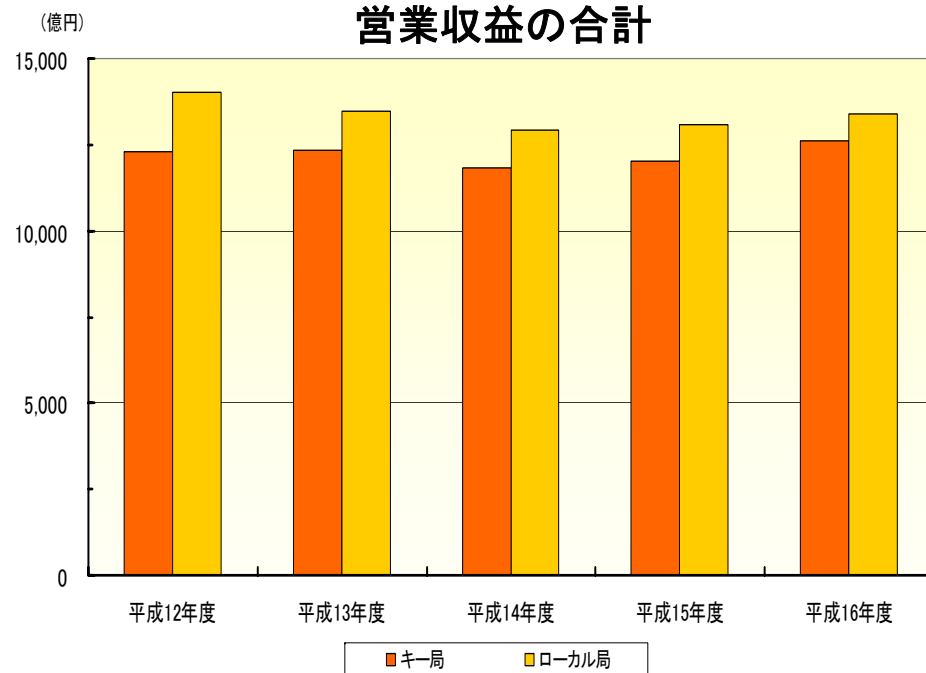
※ 他、台湾が2004年3月放送開始



4 事業者の状況

- 4-1 地上放送事業者の概要
- 4-2 衛星放送事業者の概要
- 4-3 衛星放送の利用状況
- 4-4 ケーブルテレビ事業者の概要
- 4-5 電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況
- 4-6 区域外再送信の概要

4-1 地上放送事業者の概要



		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
キー局	営業収益	12,316 (2,583)	12,351 (3,470)	11,814 (2,363)	12,015 (2,403)	12,611 (2,522)
	営業損益	1,687 (337)	1,888 (378)	1,331 (266)	1,306 (261)	2,042 (408)
ローカル局	営業収益	14,024 (73)	13,472 (71)	12,911 (68)	13,072 (69)	13,403 (71)
	営業損益	1,414 (7)	1,083 (6)	931 (5)	1,082 (6)	1,270 (7)

単位:億円、()内は1社平均

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
中波放送・テレビジョン放送兼営社	営業収益	7,502 (208.4)	7,345 (204.0)	4,290 (122.6)	4,303 (122.9)	4,425 (126.4)
	営業損益	698 (19.4)	546 (15.2)	258 (7.4)	165 (4.7)	178 (5.1)
テレビジョン放送単営社	営業収益	17,107 (187.9)	16,828 (184.9)	18,756 (203.9)	19,133 (208.0)	19,949 (216.8)
	営業損益	2,308 (25.4)	1,886 (20.7)	1,681 (18.3)	1,650 (17.9)	1,780 (19.3)
中波放送・短波放送・超短波放送単営社	営業収益	1,708 (26.3)	1,633 (25.1)	1,654 (25.1)	1,623 (24.6)	1,608 (24.4)
	営業損益	95 (1.5)	50 (0.8)	25 (0.4)	49 (0.7)	57 (0.9)

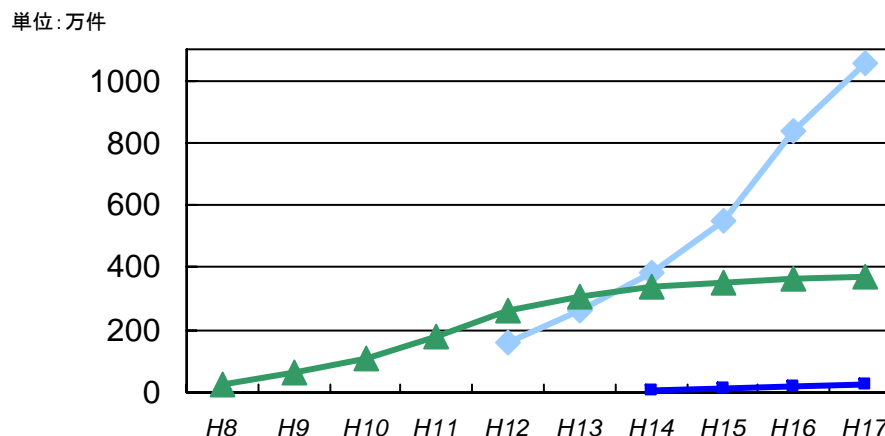
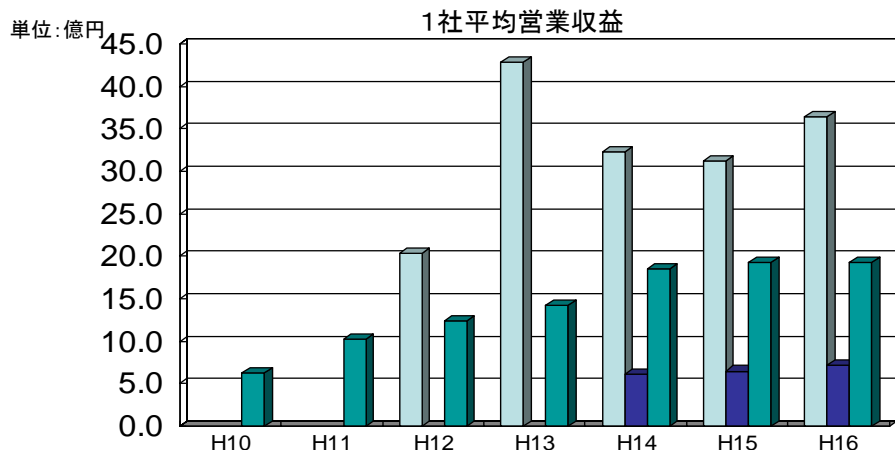
単位:億円、()内は1社平均

4-2 衛星放送事業者の概要



- 1社当たりの営業収益は、BSデジタル放送が最大
- 124/128度CSデジタル放送は、単年度の営業損益が平成16年度に黒字化

- BSデジタル放送の受信可能世帯数は、17年9月末に1,000万台を突破
- CSデジタル放送は、17年9月末現在で、約400万加入となっている



単位: 億円

		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
BSデジタル放送 (5社)	営業収益 (1社平均)			101.7	214.5	161.5	156.1	181.9
	営業損益 (1社平均)			20.3	42.9	32.3	31.2	36.4
110度CSデジタル放送	社数					18社	17社	17社
	営業収益 (1社平均)					109.9	110.0	123.2
124/128度CSデジタル放送	社数	96社	93社	93社	100社	96社	100社	105社
	営業収益 (1社平均)	603.9	960.5	1,154.2	1,424.8	1,779.9	1,929.6	2,021.7
BSデジタル放送 (5社)	営業損益 (1社平均)	▲405.5	▲469.4	▲245.6	▲146.9	▲52.0	▲34.8	19.6
	営業損益 (1社平均)	▲4.2	▲5.0	▲2.6	▲1.5	▲0.5	▲0.3	0.2

単位: 万件

	8年度末	9年度末	10年度末	11年度末	12年度末
BS					161
110度CS					
124/128度CS	24	63	111	182	262

	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年9月末
BS	263	381	552	839	1,053
110度CS		7	12	20	25
124/128度CS	304	338	352	362	370

※1 BSデジタル放送は平成12年12月1日開始、東経110度CSデジタル放送は平成14年3月開始
 ※2 124度128度CSデジタル放送で、
 ①テレビジョン放送も行う音声放送事業者は、テレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)
 ②データ放送3社のうち2社はテレビジョン放送に包括して報告(按分不可能なため)

※1 BSデジタル放送: 受信可能世帯数(PDP・液晶テレビ、ブラウン管テレビ、BSデジタルチューナー(録画機含む。)、ケーブルテレビ用デジタルSTBの合計)
 ※2 110度CSデジタル放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)
 ※3 124度128度CS放送: 加入件数(個人契約者数(有料視聴契約(個人本登録)を結び、視聴料の支払いが発生している加入者数)に、有料視聴契約締結前の無料視聴期間中の数(仮登録、「SKYPerfecTV!」のみ)、法人契約者数(代理店展示用を含む)、技術開発用登録数などを加えた総登録者数)。

4-3 衛星放送の利用状況

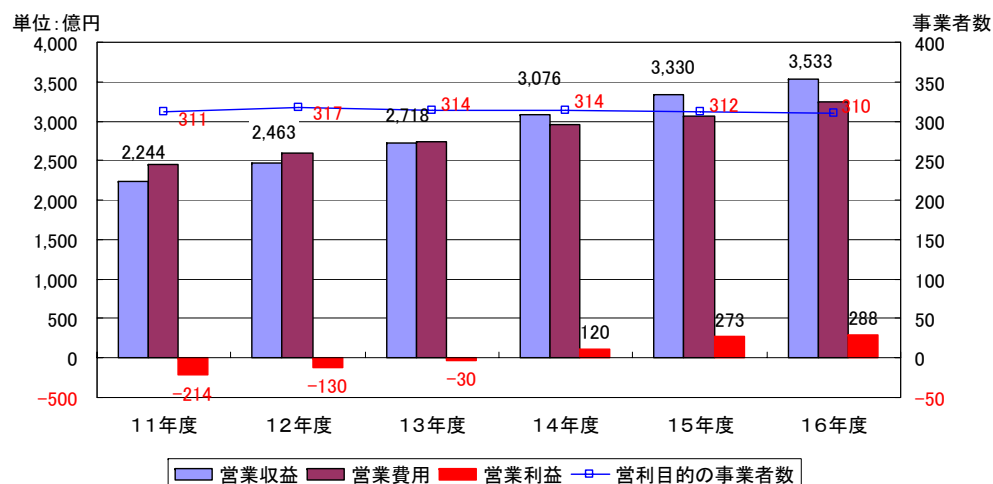


	BS(デジタル)	CS(110度)	CS124度、128度	
衛星	BSAT-2a、2c	N-SAT-110	JCSAT-3 (128度)	JCSAT-4A (124度)
トランスポンダ数 (放送用のみ)	4本 (約209Mbps)	12本 (約470Mbps)	20本 (約844Mbps)	16本 (約675Mbps)
利用状況	100% (約209Mbps)	約98% (約460Mbps)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託放送事業者 約56.7% (約478Mbps) ・役務放送事業者 約36.6% (約309Mbps) 合計 約93.3% (約787Mbps) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託放送事業者 約30.2% (約204Mbps) ・役務放送事業者 約42.2% (約285Mbps) 合計 約72.4% (約489Mbps)

4-4 ケーブルテレビ事業者の概要



- 過去5年間の経営状況の推移を見ると、
- ・単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は増加の傾向
 - ・累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加
 - ・単年度赤字・累積赤字事業者の比率は徐々に減少、一方で単年度黒字・累積黒字事業者の比率は堅調に増加

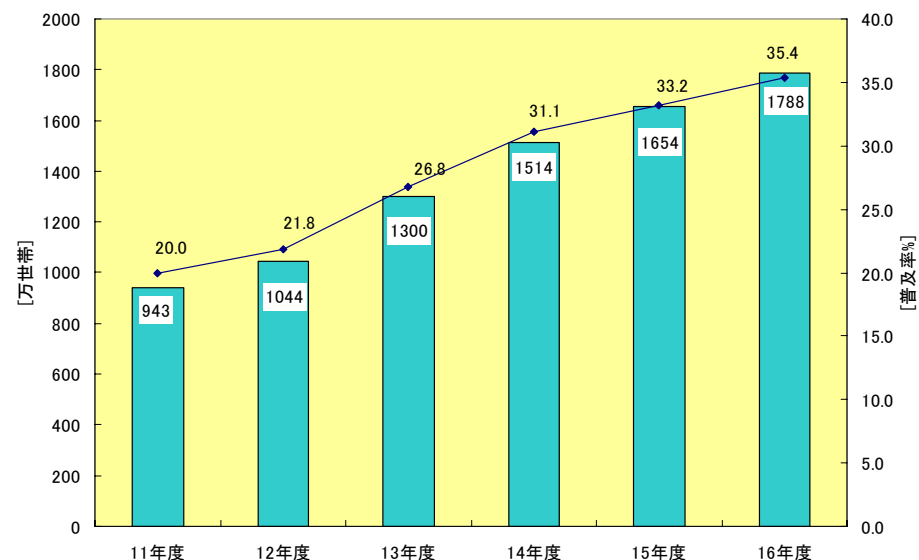


区分 [事業者数]	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
単赤・累赤	113	97	70	57	58
割合	35.6%	30.9%	22.3%	18.3%	18.7%
単赤・累黒	3	1	2	5	1
割合	0.9%	0.3%	0.6%	1.6%	0.3%
単黒・累赤	120	128	144	143	125
割合	37.9%	40.8%	45.9%	45.8%	40.3%
単黒・累黒	81	88	98	107	126
割合	25.6%	28.0%	31.2%	34.3%	40.6%
計	317	314	314	312	310

※ 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブル事業を主たる事業とする営利法人(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

平成17(2005)年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、1,788万世帯、普及率は35.4%。

また、許可を受けた施設数及び事業者数は、それぞれ718施設、547事業者。



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
加入世帯数(万世帯)	943	1,044	1,300	1,514	1,654	1,788
普及率 (%)	20.0	21.8	26.8	31.1	33.2	35.4

※ 許可施設には、電気通信利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。



4-5 電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況

- 電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行されており、平成17年末時点で16社が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。
- 従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(12社)の他、IPマルチキャスト方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(4社)が存在。

◇電気通信役務利用放送事業者(有線)の登録状況

会社名	登録日	方式	業務区域	参入
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	※
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	※
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	※
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社タウンテレビ南横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社アイキャスト	H17.5.25	IPマルチキャスト方式	全国	※
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	※
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	

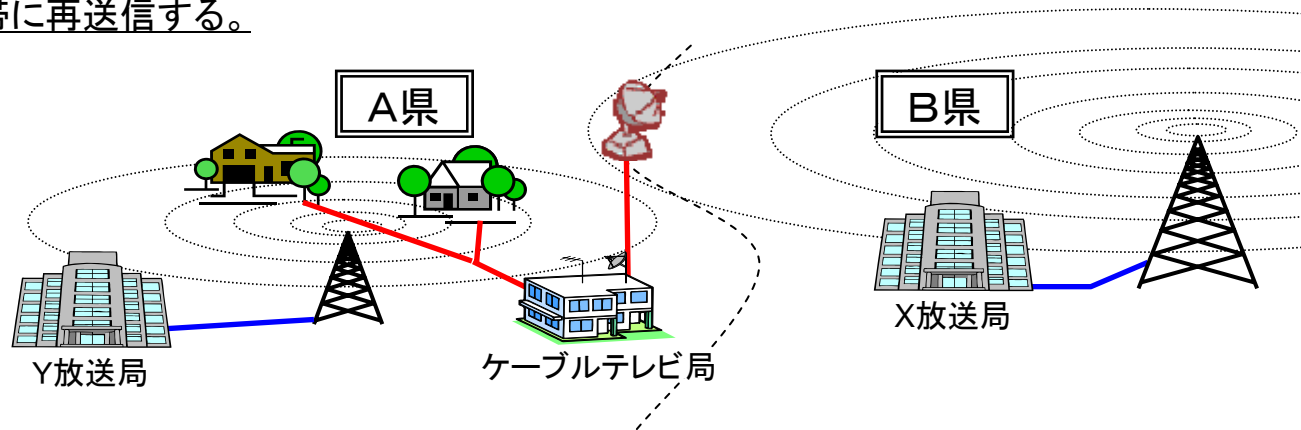
注:参入欄の※は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。

4-6 区域外再送信の概要

- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- 区域外再送信を行っているケーブルテレビ事業者数は、454事業者、区域外再送信されているチャンネル数は、のべ2000チャンネル程度。(総務省調べ)
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブルテレビ事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

: B県を放送対象地域とするX放送局の放送を、ケーブルテレビ局が受信してA県内の世帯に再送信する。



【再送信同意制度の概要】

